

協会員に対する処分及び勧告について

平成 29 年 4 月 19 日
日 本 証 券 業 協 会

本協会は、本日、下記のとおり、法令等違反の事実が認められた協会員に対し、定款第 28 条第 1 項の規定に基づく処分及び同第 29 条の規定に基づく勧告を行いました。

記

○ カブドットコム証券株式会社

- ・ 不公正取引防止のための売買管理態勢に係る不備

1. 事実関係

(1) 売買審査の対象となる顧客の抽出が適切に行われていない状況

当社コンプライアンス・リスク管理部審査課（当時）（以下「審査課」という。）では、売買審査責任者であるコンプライアンス・リスク管理部次長兼審査課長（当時）（以下「担当次長」という。）以下 6 名体制で、「不公正取引監視システム」（以下「MTS」という。）により抽出したデータを使用し、各審査項目に担当者を割り振り日々の売買審査を行っている。

審査課では、①本協会「不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則」（以下「日証協規則」という。）で定める抽出基準で抽出された顧客の取引を確認し、②当社の定める審査基準に該当した取引を審査対象として、売買審査を行っていたが、平成 24 年 4 月 13 日に MTS を導入した際に、担当次長は、①の抽出結果を出力せず、②の審査基準に該当した取引のみを出力する仕様としていた。

その結果、審査基準に該当した顧客の取引以外は審査担当者が把握することはできず、当該審査基準が日証協規則で求める抽出基準よりも広く設定されていたことから、売買審査の対象となる顧客の抽出が適切に実施されていない状況が認められた。

(2) 売買審査及び売買審査結果に係る措置が適切に行われていない状況

① 売買審査の実施状況について

当社の売買審査は、上述のとおり、審査対象となる顧客を大幅に絞り込んでいるため、抽出されない顧客の取引は売買審査が実施されていなかった。

また、審査担当者は与信管理業務等の売買審査業務以外の業務を兼務しており、当該売買審査業務以外の業務を優先していた。さらに、売買審査に関する定期的な勉強会や研修会等を行っていなかったことから、審査担当者による審査目線のばらつきが

発生し、売買審査業務の平準化が図られていなかった。

こうした状況の中、当社で行われた売買審査では、顧客の取引動機の確認等を行うことなく問題なしとして処理しているなど、売買審査の内容についても不適切な状況が認められた。

②注意喚起等の措置の実効性について

当社は、取引内容に問題のある顧客への注意喚起等の措置を行うに当たっては、銘柄ごとに発行済株式数及び売買高等を勘案して測定したポイントを累積し、一定の基準に達した場合に措置を行うこととしているが、累積したポイントは毎年年末にリセットされる運用となっていることから、翌年の最初に行われた取引に対する注意喚起等の措置のレベルは自ずと軽い措置に偏る傾向にあった。

また、当社では、注意喚起等の措置を実施した履歴について時系列で管理しておらず、審査担当者ごとに措置のレベルを判断していた。

こうした状況の中、各審査担当者が安易に措置不要と判断していたり、本来よりも軽い措置の実施にとどまっていたりするなど、不公正取引につながるおそれのある取引を繰り返す顧客に対して未然防止のための実効性のある適切な措置が実施されているとはいえない状況が認められた。

(3) 当社の内部管理態勢

当社の経営陣及びコンプライアンス・リスク管理部長は、売買審査業務を担当次長に任せきりにして執行状況を把握していないなど実質的な管理を怠り、売買審査業務に不備がある状況を認識できなかった。また、担当次長も、担当者による審査結果を十分に確認しておらず、日々の売買審査業務を適切に管理できていなかった。

また、当社の内部管理・売買管理態勢に関する内部監査では、抽出基準について問題なしとの評価を行っていたが、実際には、具体的な抽出データによる検証は行っておらず、形式的な確認にとどまっていたため、顧客抽出作業の前提となる当社での抽出基準の不備について把握できなかったことから、経営陣が本件不備の端緒を認識する機会を逸することにつながっていた。

さらに、当社では、売買管理に係る複数の社内規則を定めているが、抽出基準及び審査基準等の定義がそれぞれ異なっている状況に加え、それらの改訂手続は、文書管理責任者等によるチェックが行われず、また、新旧対照表等により改定内容を明示されることなく取締役代表執行役社長による承認がなされているなど、組織的なチェックが適切に働かないまま担当者の独断で社内規則等の改訂が可能となるおそれがあり、売買審査に係る社内規則の実効性の確保が図られていないことが認められた。

2. 法令等適用

(1) 売買審査の対象となる顧客の抽出が適切に行われていない状況

当社における上記(1)の状況は、日証協規則第4条第2項に違反するものと認められる。

(2) 売買審査及び売買審査結果に係る措置が適切に行われていない状況

当社における上記(2)の状況は、日証協規則第4条第4項及び第5項に違反するものと認められる。

(3) 当社の内部管理態勢

当社における上記(3)の社内規則の実効性の確保が図られていない状況は、日証協規則第6条に違反するものと認められる。

また、当社における(1)から(3)の状況については、金融商品取引法第40条第2号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第12号に該当するものと認められる。

3. 処分及び勧告の内容

以上のことから、カブドットコム証券株式会社に対し、次のとおり処分及び勧告を行った。

(1) 定款第28条第1項の規定に基づく処分

過怠金の賦課 1,000 万円

(2) 定款第29条の規定に基づく勧告

以下の事項について、書面で報告すること。

- ① 本件に係る責任の所在の明確化を図ること
- ② 不公正取引防止のための売買管理態勢に係る不備が長期間継続していた状況に鑑み、経営陣主導のもとで、本件指摘事項を含む売買管理態勢に係る不備の原因を究明するための検証を行い、その結果を踏まえ、売買管理業務を適切に行うための経営管理態勢及び内部管理態勢の見直しを図ること
- ③ インターネットを利用して顧客の注文を直接市場に取次ぐといった当社の特質に鑑み、役職員に売買管理業務の重要性を再認識させるとともに、適切な業務運営体制を確保するため、必要な体制整備及び研修等を実施すること

以 上

○ 本件に関するお問い合わせ先：規律審査部（TEL. 03-3667-8475）

協会員に対する処分及び勧告について

平成 29 年 4 月 19 日
日 本 証 券 業 協 会

本協会は、本日、下記のとおり、法令等違反の事実が認められた協会員に対し、定款第 28 条第 1 項の規定に基づく処分及び同第 29 条の規定に基づく勧告を行いました。

記

○ インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社

- ・ 不公正取引防止のための売買管理態勢に係る不備

1. 事実関係

(1) 売買審査対象となる取引の抽出が適切に実施されていない状況

当社における不公正取引防止のための売買管理は、法規監理部長（以下「担当部長」という。）が 1 人で担当している。また、売買審査の対象となる銘柄・顧客の抽出については、米国の親会社である IBG LLC に依頼して、「The Surveillance Report Generation System」（以下「SRG システム」という。）により行っており、担当部長は、SRG システムにより生成された抽出データが記載された帳票を、IBG LLC から日々メールで受領し、売買審査に利用している。

しかしながら、当社が東京証券取引所（以下「東証」という。）の総合取引参加者資格を取得した平成 22 年 3 月 1 日から平成 27 年 7 月 7 日までの間、システム上、①東証上場銘柄につき取引所取引と PTS 取引を区別し、顧客の同一銘柄の売買高を 2 つの別の銘柄として個々に集計し、また、②売約定と買約定を区別せず、各顧客の売約定と買約定の合算値に基づき売買高を集計していたことから、高関与及び終値関与に係る抽出が適切に実施されていなかった。また、平成 27 年 4 月 2 日から同年 10 月 13 日までの間については、SRG システムの不具合により、見せ玉に係る抽出自体が全く実施されていなかった。

(2) 抽出後に行われるべき売買審査が事実上実施されていない状況

当社における売買審査の業務フローは、担当部長が、毎朝、SRG システムで抽出されたデータをリストに登録し、一定事項の確認を行うだけで審査を終わらせており、売買審査が事実上実施されていなかった。

また、上記の確認を行った結果、一旦、問題なしと判断した顧客が、再度、同じ項目で確認の対象とされた場合には、抽出の頻度が大きく変化しているかどうかを確認する

のみで、改めて抽出された取引内容や売買形態を確認することなく、審査を終了しており、適時適切な措置は全く実施されていなかった。

なお、事後に行った抽出の結果によると、平成27年5月から同年7月の62営業日に、見せ玉のおそれのある取引が延べ625銘柄について3,667件抽出されていた。そのうち見せ玉のおそれのある取引が多数抽出された平成27年7月16日の取引について日本取引所自主規制法人が検証したところ、大口の注文で発注直後に取消しが行われている等の見せ玉形態の取引が24銘柄について88件認められた。

(3) 当社の売買管理態勢について

当社は米国の親会社である IBGLLC からシステム構築や売買管理業務を含むサービスの提供を受けており、日本拠点における業務との連携を確保し全体として有効な売買管理態勢を構築する必要がある。

しかしながら、当社の代表取締役は、売買審査業務は容易に習得可能と安易に判断し、売買管理を担当する担当部長への十分な業務引継ぎや研修を行わず、また、平成26年の夏頃から、特定の非居住者による見せ玉形態の取引についての日本取引所自主規制法人の売買審査部からの問い合わせや実態説明などが急増したため、当社の売買管理業務に問題がある可能性を認識したものの、結局は問題となった顧客への対応にのみ終始し、自ら売買管理業務の遂行状況を確認しなかったため、当社の管理態勢上の問題を適切に把握できていなかった。

また、当社では、グループ内部監査の際に、重点的に確認する事項として売買管理業務を挙げ、内部監査のチェックを受けたとの認識を持っていたが、グループ内部監査においては、日本の法令諸規則に基づく売買審査が適切に行われているかの観点で十分な確認が行われなかったため、売買管理に係る根本的な不備が看過されていた。

2. 法令等適用

(1) 売買審査の対象となる顧客の抽出が適切に行われていない状況

当社における上記(1)の状況は、「不公正取引の防止のための売買管理体制の整備に関する規則」(以下「日証協規則」という。)第4条第2項に違反するものと認められる。

(2) 売買審査及び売買審査結果に係る措置が適切に行われていない状況

当社における上記(2)の状況は、日証協規則第4条第4項及び第5項に違反するものと認められる。

また、当社における(1)から(3)の状況については、金融商品取引法第40条第2号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第12号に該当するものと認められる。

3. 処分及び勧告の内容

以上のことから、インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社に対し、次のとおり処分及び勧告を行った。

(1) 定款第 28 条第 1 項の規定に基づく処分

過怠金の賦課 2,000 万円

(2) 定款第 29 条の規定に基づく勧告

以下の事項について、書面で報告すること。

- ① 本件に係る責任の所在の明確化を図ること
- ② 不公正取引防止のための売買管理態勢に関し、体制面のみならず、事実上、運用面でも売買審査が実施されていない状況が長期間継続していた点に鑑み、経営陣主導のもとで、本件指摘事項を含む売買管理態勢に係る不備の原因を究明するための検証を行い、その結果を踏まえ、売買管理業務を適切に行うための経営管理態勢及び内部管理態勢を早急に改善すること
- ③ 米国親会社との連携及びその支援を受けながら、日本拠点におけるガバナンス及びアカウンタビリティの強化並びに法令等遵守の徹底を図り、適切な業務運営体制を構築すること

以 上

○ 本件に関するお問い合わせ先：規律審査部（TEL. 03-3667-8475）

協 会 員 の 概 要

(平 2 9 . 4 . 1 9)

○ カブドットコム証券株式会社

- ① 所 在 地 東京都千代田区大手町一丁目 3 番 2 号
- ② 代 表 者 名 取締役代表執行役社長 齋藤 正勝
- ③ 資 本 金 71 億 9,642 万円
- ④ 店 舗 数 2 店舗
- ⑤ 役 職 員 数 178 名

○ インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社

- ① 所 在 地 東京都中央区日本橋茅場町三丁目 2 番 10 号
- ② 代 表 者 名 代表取締役 林 保明
- ③ 資 本 金 11 億 5,052 万円
- ④ 店 舗 数 1 店舗
- ⑤ 役 職 員 数 17 名

(注) 資本金、店舗数及び役職員数は、平成 28 年 3 月末現在。

定 款（昭 48. 6. 7） — 抜 粋 —

（会員の処分等）

第 28 条 本協会は、会員が次の各号の一に該当すると認めるときは、理事会の決議により、当該会員に対し、処分を行うことができる。

1 } (省 略)
2 }

3 法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則、総会若しくは理事会の決議若しくはこれらに基づく処分に違反したとき。

4 } (省 略)
12 }

2 本協会は、前項に規定する処分を行おうとするときは、弁明の手続を行うものとする。

3 第 1 項に規定する処分の種類は、譴責、過怠金の賦課、会員権の停止若しくは制限又は除名とする。

4 前項に規定する過怠金の額は、5 億円を上限とする。ただし、第 1 項各号に掲げる行為と相当な因果関係が認められる利得額（損失を回避した場合における当該回避した額を含む。以下「不当な利得相当額」という。）が発生しているときは、当該不当な利得相当額を過怠金の上限の額に加算することができる。

5 第 3 項に規定する会員権の停止又は制限をする期間は、6 か月以内とする。

6 第 1 項に規定する処分を行うに当たり、会員権の停止又は制限の処分を行うことが相当と認められる場合で、当該処分を行おうとする日の 5 年前の応答日以降に行われた会員権の停止又は制限の期間と通算した期間が 1 年を超えることとなるときは、除名を行うことができる。

7 第 4 項ただし書の適用がある場合における 5 億円超の過怠金の賦課による処分及び会員権の停止若しくは制限又は除名の処分は、出席した理事会又は自主規制会議の構成員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決により行う。

8 第 1 項の規定による処分において、過怠金の賦課及び会員権の停止又は制限は併科することができる。

9 会員は、第 1 項の規定により会員権の停止又は制限の処分を受けた場合、その期間中、当該会員の会員権は停止又は制限される。当該会員は、その場合においても、会員としての義務はすべてこれを履行しなければならない。

10 会員は、第 1 項の処分の通知が到達した日から 10 日以内に、第 76 条の 3 に規定する不服審査会に対し書面をもって、不服の趣旨及び理由を示して、不服の申立てを行うことができる。

11 第 1 項、第 2 項及び前項の手続に関し必要な事項は、「協会員に対する処分等に係る手続に関する規則」をもって定める。

（会員に対する勧告）

第 29 条 本協会は、会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則若しくは取引の信義則の遵守の状況又は当該会員の営業若しくは財産の状況が本協会の目的にかんがみて適当でないと認めるときは、当該会員に対し事由を示して勧告を行うことができる。

協会員に対する処分等に係る手続に関する規則（平 22.6.28）－抜 粋－

（処分の公表）

第 15 条 本協会は、定款第 28 条第 1 項の規定により処分を行ったときは、その旨を各協会員に通知する。

2 本協会は、前項の通知を行ったときは、これを公表する。

3 前項の規定に基づき公表を行う期間は、当該公表を行った日から 5 年間とする。